

平成20年第2回八千代町議会定例会会議録（第2号）

平成20年6月10日（火曜日）午前9時05分開議

本日の出席議員

議長（9番）	小島 由久君	副議長（5番）	相沢 政信君
1番	大久保弘子君	2番	上野 政男君
3番	中山 勝三君	4番	生井 和巳君
6番	大久保 武君	7番	水垣 正弘君
8番	矢中 召二君	10番	稲葉 常美君
12番	宮本 直志君	13番	大久保敏夫君
14番	湯本 直君		

本日の欠席議員

11番 小竹 徳市君

説明のため出席をしたる者

町 長	大久保 司君	副 町 長	澤木 薫君
教 育 長	高橋 昇君	会 計 管 理 者	渡辺 常雄君
秘 書 課 長	久保谷六衛君	総 務 課 長	生井 光男君
企画財政課長	風見 好信君	税 務 課 長	瀬崎 始君
町 民 課 長	斉藤 実君	福祉保健課長	関 好太郎君
生活環境課長	関 武芳君	産業振興課長	水垣 進君
都市建設課長	稲村 信義君	上下水道課長	上野 林作君
農業委員会 事務局長	草間 和男君	教育次長兼 学校教育課長	高嶋 保君
公民館長兼 生涯学習課長	飯島 英男君	給食センター 所 長	生井 勝巳君
総務課長参事	水書 正義君	企画財政課長 補 佐 兼 財 政 係 長	鈴木 忠君

議会事務局の出席者

議会事務局長 猪瀬 誠 補 佐 外山 悦子
主 幹 岩坂 信幸

議長（小島由久君） 引き続きご参集をくださいます、まことにありがとうございます。
す。

ただいまの出席議員数は13名であります。よって、定足数に達しておりますので、
これから本日の会議を開きます。

本日の議事日程は、お手元に配付のとおりであります。

（議長が了承を求めた議事日程は次のとおり）

議 事 日 程 （第2号）

平成20年6月10日（火）午前9時開議

日程第1 通告による一般質問

日程第2 閉会中の継続調査の件

閉 会

議長（小島由久君） 傍聴人の方に申し上げます。

地方自治法第130条第1項並びに八千代町議会傍聴規則第11条の規定により、会議を
妨害する行為があった場合には退場を命ずることがありますので、あらかじめご注意申
し上げます。

また、八千代町議会傍聴規則第9条の規定により、傍聴席における写真、映画等の撮
影及び録音等につきましては禁止されておりますので、ご注意申し上げます。

日程第1 一般質問

議長（小島由久君） 日程第1、一般質問を行います。

通告順に従いまして質問を許します。

初めに、14番、湯本直君の質問を許します。

14番、湯本直君。

（14番 湯本 直君登壇）

14番（湯本 直君） ご指名をいただきましたので、私1番目ですが、通告してある順に従いまして、一般質問をしたいと思います。

役場に入ってみると、ちょうど東側の入り口に大きいのぼりが、後期高齢者医療制度というのぼりが立っています。これは町長にということで答弁を求めているわけですが、実際は国の仕事であり、市町村が責任を持って茨城県広域連合という形でこの制度が始まっていますので、私も国民健康保険の運営協議会の会長という立場から、長から提案されたものを審議する立場でもあり、お互いに協力して事を進めていく関係上、町長の考え方もあらうと思いますので、ご質問したいと、こういうふうに考えています。これはもう既に皆さんご承知のように、後期高齢者医療制度、途中から長寿医療というような形で名前をつけかえて言われておるようですが、始まってちょうど2カ月、多くの不満があるわけでございます。私なりに見てみると、後期という名称が非常にけしからぬと、そういう言い方もしています。あるいは保険料の天引きというのはひどいのではないかと、あるいはこの法律は早くもう10年も前から政府内で論議されておって、2年も前からもう当然やる手はずを定めておった関係がありまして、もっと早く周知徹底させるべきではなかったかというのに、いかんせん、その周知徹底が届いていなかったという関係上、保険証も届かないのだという、そういういろんな苦情があって、毎日毎日新聞紙上ににぎわしておったわけですが、ここへ来て中国の地震等があって、災害があって、ニュースがそちらに流れた関係で、一時下火になったような感じがするわけですが、この制度の導入の背景には、急速に進む高齢化社会の中でも医療費のかかからないような方法を考えて、医療費のかかる人、いわゆる75歳以上の人は、普通の人よりも医療費がかかるのだという、そういう算定のもとに計画したようでございますが、大体75歳以上の人は全国で130万人おるそうです。それは推計で2025年には220万人になるだろうと、それに伴うその財源というのが約33兆円、それは平成6年度の調査で見ているようですが、それが25年になると、56兆円もかかるということで、その半分近くが高齢者というか、75歳以上の人に費やされるのだと、こういうふうに統計上は言っているようです。その半分近くを高齢者の医療が占めるという、その膨張する医療費を賄うために、高齢者に応分の負担を求めるといふ、同時に医療費自体の中でも、それをどういう形で抑制していくことがいいのかということで、第1の理由としては、膨らむ医療費をだれが責任を持って、そして抑制するのか、あるいはそういう施策をすべきものはだれなのか、そういうものが明確でなかったというのが一つの問題になって、今も自民党と民主党の

間でも問題が政争化されて、それが政争の場で争われるような状況ができておるわけ
でございます。これは新たな制度でもあって、特に厚生労働省、地方公共団体等の説明の
不足だとか、あるいは準備の不足などあるわけですが、広域連合というところで、八千
代町でも議会で議決をして、これまでに高齢者医療制度というものは、老人医療制度と
して国民健康保険あるいは保険の健康保険組合からの拠出金をもらって、それが一つの
財源として運営されておったわけですが、市町村から見て、財政力の問題は、各市町村
によって相当差があるわけでございます。普通の健康保険でさえも、市町村の差が4倍
も、あるいは5倍もあるのだというように言われておるわけでございますので、この医
療制度改革というものが都道府県単位として創設はされたのですが、この問題を解決す
るには、なかなか自民党としても基本線は変えないと。だけれども、悪い点は直してい
くか、いろいろ工夫をしてやっておるようですし、これからもそういう考えのようです
が、しかし、市町村自体としてもほうっておくわけにはいかないと、こういうふうには
私に考えておるわけでございます。

特に医療問題というのは、世帯間の利益の対立ということであろうかと思えます。払
った保険料に比べて何倍の給付があるかと、こういうことではございますが、厚生労働省
あたりの計算の結果から見ると、厚生年金の場合で現在70歳の世帯で4.15倍、そ
れから20歳代の世帯で1.15倍だということ、かなりの開きがあるわけではございまして、
これも払った額をわずかに上回る程度にすぎないという若い人の医療から見ると、我が
国の医療と年金というのは、非常につながっておるわけではございまして、国民健康保
険がみんな皆保険として実現したのが1973年から、高齢者医療の無料化が行われたのが
1973年ということですから、ちょっと昭和四十七、八年ごろかなと思うのですが、高齢
化の医療の問題が行われてから、その後オイルショックがございまして、高度成長の終
わりを告げて、その後高齢化によって医療費が増大してきて、保険財政というものも圧
迫してしまうのですけれども、一たび無料にしたいいわゆる老人保健を有料にできないた
めに、2001年からですか、1割の負担をしてもらって、無料ではなくなったと、こうい
う経過がございまして。これからの社会を考えると、一市町村でできないからこそ、
こういう広域連合で負担を出し合って、そして考えた事業でございまして、決して悪
いわけではございません。国が5割を出して、そして健康保険組合のほうから4割、本
人が1割という形の割合でございまして。

私の例をとってみると、普通国民健康保険ですと、資産割が約50%しか、四十七、八

%入ると思いますので、資産割がなくなる、なくなるというか、資産割をかけないで、均等割と所得割だけでこの高齢者医療制度の保険料が納付されますので、私の例からいうと、この高齢者医療制度のほうがうんと安いと、こういうことでございますので、そんなに高くなる人ばかりはいないと。ただ、低所得者層に対しては、そういうあるいは全体的に見るとあろうかと思いますが、大多数の人が国保に入っていたときよりは、高齢者医療制度のほう安いのではなからうかと、こういうふうに思います。資産割というものが全然加味されないで、均等割と所得割だけで課税されている保険料ですので、普通は資産割がかかっておる健康保険よりは安くなると。それから、なお、今まで扶養家族として保険料も払ったことのない人は、年金から天引きされるので高いと、取られたという、そういうその印象が残っているのではないかと、こういうふうに感ずるわけでございます。高齢者でもだれでも同じ、負担というのは少ないほうがこれ喜ぶわけですが、そのかわり若い世帯に負担がかかるということになりますので、根本的な解決を図るためには、若い人の数が多くなって、そしてあくまでも若い世代に背負ってもらう部分が多いほどいいわけでございます。ただ、高齢者だけで事を解決するわけには国の方針としてもいかなと思います。第1には、乳幼児の医療制度の問題だとか、あるいは年齢の上限を今までは3歳未満から就学児、6歳までに今度は引き上げてという、そういう負担も3割から2割に引き下げると、そういういろんな施策も政府は講じておるようございまして、端的にこの高齢者医療制度問題だけを唱えるのはいかなものかなという感じをするわけでございます。

ただ、私から言うと、少なくとも八千代町にしてみれば、人口の増加、若い人の増加がどういう形で施策をとっていったらいいかということも一つの大きな課題になるのではないかと、こういうふうに思います。高齢者と若い人のバランスをどういうふうにしてとるか、あるいは少子化対策なども取り組むについては、どういう議論をしたらいいかということで、改革を行っていかねばならないと、こういうふうに考えています。その点について町長から一言見解をひとつお願いをしたいと思います。

それから、2番目で変電所の問題についてということで、東落田地内の変電所敷地内の雨水処理、排水の当時の町との契約関係の書類ということで、あるいは変電所の償却資産税額についてということで通知申し上げておいたのですが、今、担当課長のほうからちょっとその当時の協定書を見つけ出してもらってきていますので、これによると昭和47年の11月の15日に八千代町で当時の町長だった水書喜三郎さんと東京電力の水野久

男さんという人で契約が取り交わされたのを協定書は一部もらいましたが、もう今、議員さん方はみんなほとんど知らない人あるいは課長さん方も残っている人でもわかる人は少ないと思うのですが、今言ったように、47年にこの協定ができたわけですが、東落田へ変電所を持ってくるときに、変電所持ってきたって、人的雇用が全然ないのに、だめだということで、我々議会としては余り快しとししないで、反対の意向を示しておったわけですが、非常に将来的には当時は八千代町の田畑から上がる固定資産税よりは、あの変電所中から上がる償却資産のほうが税額としては大きいのだというようなことも言われて、だから丸々その反対をするわけにもいかなくて、あそこへ変電所を誘致というか、変電所が来ることに對して認めたという、そういう経緯がございます。

認めて、あそこへ変電所を今度は来ることについて、敷地内の水の処理が、雨水処理をどうするかということで、忘れたけれども、あの下にある堀へ流すのに、許可をもらわなければならないということなので、町が随分骨を折って、あれから敷地内からその排水路まで排水、下を地獄にして排水をつくったわけです。そのときに、あそこへ変電所が来るのでは、電力事情もいいから、圧延工場、いろんな電力を使う工場を誘致しようということで、町の計画もございまして、そのときに一緒に排水処理もできるようにということで、私の記憶では、町が当時50万円金を出して、そしてその工事を完成させたわけです。現段階になっても、長い時間にかかっていますので、その後どうなっているかということで、いろいろ担当課のほうへも話したので、さほど私が今、稲村君がちょうど係でやったようですが、私が役場へ入ったころ、間もなくのころで本当に古い話でわからないということで、随分あちこち調べて調査してみたいのですが、そういうことでオイルショックが48年から49年ということで、その圧延工場も出る気でいたのですが、とうとう出られなかったと。今の話は飛びますが、八千代の運動公園なども共栄精工が大久保中結城郵便局から求めて、当時で記憶では坪3万円ぐらいで求めたと思うのですが、とうとう出られなくて、あきらめて町へ1万円で売って、損して帰ったと。

それから、そこの中央圧延もその若の今の変電所のあるところへ計画をしておったのですが、とうとうこれもオイルショックにかかって出られなかったと。電力事情も悪くて、電力の供給もできないということなので、お互いに出られなかったと。そのうちにだんだん人がかわって、亡くなられた川西から出ていた飯田課長が南の風が、南東の風が吹くと環境上よくないので、あそこは工業団地にまずいという、そういうことも言っていて、なかなかあそこが工業団地にならなくていたのですが、いつの間にか幾つ

かの工業団地が、団地とまではいなくても、いろんな会社が張りついてきているようですが、そういう雨水処理の問題等も町が公金を出してやっておりますので、その問題もひとつ新しい角度で検討していかなければならない時期が来たのかなと、こういうふうに思います。これからの変電所の活用というのも、ますます必要欠くべからざる問題だと思っておりますので、町もあれをうまく使って、しかも地場産業の育成にさらに活用できればいいなというふうに考えていますので、わかる範囲でひとつどういう形でその後の処理されているかということで、契約書を私今もらいましたので、わかる範囲で結構ですから、課長からこれひとつお願いをしたいと思います。

それから、税務課長からも変電所にかかわる償却資産税、概算で結構ですから、年間にどのくらい償却資産税としてあそこから上がってくるか。それから、話だけではなく、八千代町の固定資産税として農地、いわゆる田と畑から上がる税金は八千代町で年間どのくらいあるか、それを参考までにひとつお聞かせを願って、さらにわからない点は再質問したいと思います。

以上です。

議長（小島由久君） 都市建設課長。

（都市建設課長 稲村信義君登壇）

都市建設課長（稲村信義君） 14番、湯本議員の一般質問にお答えいたしたいと思いません。

私への質問の、東落田地内変電所敷地内の雨水処理、排水設備におきます当時町と契約をしていた関係書類の内容等についてお答え申し上げます。

昭和51年に完成いたしました東落田地内の新筑波変電所、当時におきましては、新筑波開閉所と言っておりました。その建設に伴いまして、昭和47年11月15日に町と東京電力株式会社とで排水路布設に関連した協定を締結しております。協定書の内容につきましては、変電所敷地から町道の下にヒューム管を埋設しまして、山川排水路のほうに放流をすることへの同意や費用負担等につきましては、買収に伴う登記の費用以外はすべて東京電力のほうで負担するということが主な内容でございまして、布設の工事完了後に無償で町に譲渡するという内容でございまして、その後、工事完了に伴いまして、昭和49年3月12日に東京電力より町に排水路設備の譲渡を受けております。何分にも三十六、七年前という大変昔のことでございます。布設工事に係る当時の内容あるいは用地買収等の代金等につきましても、当時の関係書類等が不明でございまして、確認でき

ない状態でございますので、お答えできませんが、ひとつよろしくご了承のほうをいただきたいと思います。

以上、答弁とさせていただきます。

議長（小島由久君） 税務課長。

（税務課長 瀬崎 始君登壇）

税務課長（瀬崎 始君） それでは、14番、湯本議員さんの一般質問にお答えをさせていただきますと思います。

私の質問につきましては、変電所にかかわる償却資産税額についてであろうかと思えます。東京電力株式会社では、町内に変電設備あるいは送電設備と多くの償却資産を保有している会社でございます。課税標準額、税額で申し上げさせていただきますと、新筑波変電所の償却資産の課税標準額は56億1,063万2,612円でありまして、税額にしますと7,854万8,857円であります。また、送電設備につきましては、課税標準額が30億6,201万3,455円でありまして、税額にしますと4,286万8,188円であります。合計で申し上げますと、東京電力株式会社の償却資産税額は1億2,141万7,045円であります。町全体の償却資産税額の42%を占めておりまして、また変電所のための税額で見ますと、全体の27%を占めているような状況でございます。

それから、町の全体の土地償却資産の金額を申し上げさせていただきますと思います。土地につきましては、3億6,362万7,043円でございます。町全体の償却資産につきましては2億8,658万6,582円でございます。

以上でございます。よろしくお願いいたします。

議長（小島由久君） 町長。

（町長 大久保 司君登壇）

町長（大久保 司君） 14番、湯本議員さんの一般質問にお答えしたいと思います。

私に質問等につきましては、老人保健制度と後期高齢者医療制度の違いと、今後の見直しの方向性ということでございます。

我が国における老人医療費は、急速に進行する人口の高齢化・疾病構造の変化等により増加の一途をたどり、現在国民医療費全体の約4割を占め、医療保険財政を圧迫する大きな要因ともなっております。このような状況を踏まえ、医療費適正化の総合的な推進と老人保健制度を発展的に継承した後期高齢者医療制度が創設されました。

この後期高齢者医療制度につきましては、高齢世代と現役世代との負担を明確にし、

公平でわかりやすい制度とする観点から、75歳以上の高齢者について、その心身の特性等を踏まえ、独立した新たな医療制度となっております。関係市町村と地域住民がともに医療制度を将来にわたり持続可能なものとし、広域的な政策や行政需要に対応できるよう円滑な推進を図るため、茨城県後期高齢者医療広域連合として平成20年度からスタートしたところであります。

老人保健制度と後期高齢者医療制度との比較ですが、1つには、運営する主体が各市町村から広域連合に変わりました。また、保険料納付についても、従来の各医療保険制度（国保・社保など）での世帯単位の賦課から、広域連合では個人負担となることが大きな相違点であります。医療機関への自己負担割合、取り扱い窓口などは従来と変わりません。

現在、後期高齢者医療制度についても国会等でさまざまな見直しを検討されております。今後の動向についても慎重に見守っていきたいと考えております。しかしながら、今後の高齢人口増を考えますと、各自治体におきます財政を圧迫する傾向は、ますます顕著になるものと考えております。組織・運営を広域的に行い、地域の実情を踏まえた施策の推進に努めることを目的とした連合組織は、老人医療の適正化に向けた制度であることに変わりはありません。八千代町も広域連合に参加しております。

また、いろいろ今、国会等におかれましては、廃止法案等も参議院では可決したようでございますが、またもとの老健に戻して、我々としても、また老人保健に入っていくのでは、またそういう状況を踏まえますと、非常に混乱することでございます。今、政府等でも見直しをしているということでございます。79万円以下の世帯におかれましては、年金75歳以上では9割軽減ということでございます。そういう見直すということでございます。

きょうの朝日新聞等で、私資料を持ってきましたが、八千代町においては、年金75歳以上の高齢者1人と子供夫婦の同居世帯におかれましては、年金70万円では1万8,400円の負担減となっております。また、年金201万円におかれましては、2万4,700円、また400万円以上は4万8,300円の負担減となっております。ただ、低所得者の場合には、若干だれもが高齢者一人一人が負担をするという原則に従って若干上がっているようでございますが、今後政府等におかれましては、見直しをするということでございますので、我々としても後期高齢者の方向で今後も進めたいと考えております。特に国も非常に厳しい財政状況でございますが、福祉については、高負担化・高福祉、また低負担化・低

福祉ということでございます。いろいろ議論等もございますが、八千代町としては、今のままで進んでいきたいと考えております。

そのほかいろいろ変電所におかれましても、湯本さんが古い昔の経過等がありまして、町でもいろいろ変電所等におかれましては、あそこの土地の根際まで104ヘクタール、工業系土地利用ということで、町の土地利用マスタープランへ繰り入れまして、企業の誘致を図っていきたいと考えております。

議長（小島由久君） 再質問ありますか。

14番（湯本 直君） いいです。

議長（小島由久君） では、以上で14番、湯本直君の質問を終わります。

次に、8番、矢中召二君の質問を許します。

8番、矢中召二君。

（8番 矢中召二君登壇）

8番（矢中召二君） 議長の許可をいただきましたので、通告してあります公園についてを質問させていただきます。

八千代町の公園は、皆さんが散歩したり、運動したり、また小さい子供さんたちを遊ばせておける唯一の場所でございますが、その公園内に設置してあります遊具施設の管理システムは、どのような状況で行われているのかお聞きいたします。

また、ブランコや滑り台、そのほかにもいろいろな遊具施設がありますが、その点検整備は年に何回ぐらいやっているのかお聞きいたします。

また、小さい子供さんたちを安心して公園内で遊ばせておくのには、ちゃんとした安全対策が施されていないと、安心して子供も遊ばせておけないと思うのですが、公園内をオートバイが走り、自転車が走り、子供さんたちが何回も危ない目に遭っているような状況の中で、町としてはどのような安全対策をとっているのかお聞きいたします。

また、中結城運動公園内に設置してありますブランコですが、使用禁止のロープが張られて、かなりの月日がたちますが、私が見に行ったところ、壊れているような状況には見受けられないのですが、いつになったら使用できるようになるのかお聞きいたします。

また、皆さんが公園内を散歩したり、運動したりして疲れたときに休むベンチがありますが、ベンチの板などが壊れているときには、速やかに補修などをやっているのかお聞きいたします。

以上、5項目について質問しましたが、答弁のほどをよろしくお願ひいたします。

議長（小島由久君） 都市建設課長。

（都市建設課長 稲村信義君登壇）

都市建設課長（稲村信義君） 8番、矢中議員の一般質問にお答えいたします。

まず、都市建設課で管理している公園につきましては、町民公園と中結城地区公園ということで2つの公園でございます。町民公園の遊具施設につきましては、木製でありまして、老朽化もしているということで、大変傷みが激しいために、平成18年度に撤去したため、現在遊具施設等は町民公園にはございません。中結城地区公園につきましては、滑り台2基、スプリングの遊具2基、箱型のブランコ1基を現在設置している状況でございます。

遊具施設の点検整備につきましては、国土交通省から出されています「都市公園における遊具の安全確保に関する指針」、これに基づきまして、専門業者による定期点検年1回、また職員による日常点検を随時実施しておりまして、危険箇所等が発見された場合には、随時整備を行っている状況でございます。

続きまして、公園の安全対策についてのご質問ですが、バイク、自転車等の乗り入れにつきましては、出入りに「乗り入れ禁止」の看板を設置しておりまして、また職員が定期的に巡回をしているところでございます。また、その職員が定期的に巡回中にもし乗り入れを発見した場合には、乗り入れをしないよう厳重に注意をしているところでございます。また、下妻警察署でも定期的に巡回をしている状況ですが、まだまだ乗り入れられているという状況が多く見受けられますので、大変危険な状況でもあるということで、今後さらなる監視を続けていきたいというふうに考えております。

続きまして、中結城地区公園のブランコについてのご質問でございますが、箱型ブランコにつきましては、以前から利用者がブランコから転落あるいはブランコの側面と地面のすき間に挟まれる等の事故が多発してございまして、国からの通達によりまして、危険遊具というような位置づけをされております。現在「立入禁止」のテープを張り、使用禁止の措置を講じているところであります。しかし、このままでは遊具としての機能を果たせず、また景観上にも支障を来すということでございますので、今後撤去をするか、あるいはブランコとしての機能は有しませんけれども、ブランコの座席部分を固定してベンチとして活用していただくというような形で今後十分に検討していきたいというふうに考えておりますので、よろしくご承願したいと思ひます。

以上で答弁とさせていただきます。

議長（小島由久君） 生涯学習課長。

（公民館長兼生涯学習課長 飯島英男君登壇）

公民館長兼生涯学習課長（飯島英男君） 8番、矢中議員さんの一般質問にお答えしたいと思います。

生涯学習課で管理しております公園は、町内に9カ所ございます。その中で7カ所は運動公園でありまして、遊具等はございません。遊具等を設置している公園は、川西公園みどりの広場及び安静地区公園の2カ所でございます。

そこで、町の公園にあります遊具設置の管理システム状況についてお答えいたしたいと思っております。町公園の管理については、運動公園点検確認表を作成して、職員が各公園を巡回点検しております。遊具等についても、目視により点検し、安全管理に努めているところでございます。

また、公園における遊具の安全確保に関する指針に基づき、公園の維持管理を行っております。

次に、遊具施設の点検整備についてですが、国の遊具の安全に関する基準に基づき、3年に1回専門業者に委託して点検作業を行っております。また、作業点検をし、危険が予想される場所については、修繕を行っているところでございます。

次に、公園の安全対策についてでございますが、危険箇所等については、看板等を設置して公園に来た方に周知しております。

また、町主催事業等で事故があった場合等は、傷害保険等で対応していく考えでございます。

そして、遊具及びベンチ等が壊れている箇所については、早急に修繕するよう心がけております。しかし、予算等関係において、早急に修繕ができない場合は、ロープ等を張って使用できないように安全管理に努めているところでございます。

次に、公園のベンチについてですが、ベンチが設置されている公園は、安静地区公園と下結城地区公園及び川西公園みどりの広場があり、安静地区公園については、石づくりの強固なものであるため、修繕の必要性はないと思われまます。

次に、下結城地区公園のベンチについてですが、平成16年度に設置されたものであり、できてまだ4年目でありますので、修繕の必要はないと思われまます。

最後に、川西公園みどりの広場のベンチについてでございますが、調査したところ木

製でつくられているため、雨、風などの侵食により、老朽化が著しく見受けられますので、今後修繕計画を立てて改修していきたいと考えておりますので、よろしくお願いしたいと思います。

以上でございます。

議長（小島由久君） 産業振興課長。

（産業振興課長 水垣 進君登壇）

産業振興課長（水垣 進君） 8番、矢中議員さんの一般質問についてお答え申し上げます。

産業振興課関係でございますけれども、昭和56年から平成4年の間に農村総合整備モデル事業で、12カ所の農村公園を整備しております。整備された公園につきましては、行政区と契約を結びまして、管理運営を地元へ委託してございます。

基本的には、管理は地元行政区にゆだねておりますけれども、設置遊具等が耐用年数を超えてきているというようなこともございまして、平成18年10月に農村公園の遊具等の状況を調査してございます。

老朽化に伴う遊具等の撤去あるいは処分する必要がある場合は、行政区のほうから「財産処分の届出書」、国補が入っておりますので、「財産処分の届出書」を提出していただき、国や県と協議しながら、行政区で撤去あるいは処分していただく方向で進めております。

以上でございます。

議長（小島由久君） 再質問ありますか。

8番、矢中召二君。

（8番 矢中召二君登壇）

8番（矢中召二君） ただいま5項目について説明をいただきましたが、4項目につきましては、これからも公園内で皆さんが安心して遊べるような安全管理対策をなお一層頑張ってもらっていただきたいと思っております。

5項目めのベンチですが、瀬戸井行政区のソフトの練習にも使わせていただいておりますが、新井行政区内にあります川西公園みどりの広場、その公園内に設置してありますベンチですが、背もたれがないのとか、座るところの板がなくなって、くぎが出ているのとか、また六角形につくられたベンチが板が腐って穴があいて、今にも折れそうになっているところで、小さい子供さんたちが無邪気に遊んでいるのです。もしもその板が折れてけがでもした場合にはこれ大変なことになると思うのですよ。町の注意書き書

には、「公園内で起きた事故等に対しましては、責任はとりかねます」と書いてありますが、それはちゃんとした安全管理がされていた場合の話であって、安全管理がされていなかった場合には、当然これ町に責任が来ると思うのです。そのだれかがけがする前に、何とかして処置をしていただきたいと思ったのですが、やっていただけるといふことなので、なるべく早くやっていただけるようお願い申し上げまして、質問を終わらせていただきます。ありがとうございました。

議長（小島由久君） 今のは要望という形で。

8番（矢中昭二君） 要望で。

議長（小島由久君） 答弁はいいですか。

8番（矢中昭二君） はい。

議長（小島由久君） 以上で8番、矢中昭二君の質問を終わります。

次に、3番、中山勝三君の質問を許します。

3番、中山勝三君。

（3番 中山勝三君登壇）

3番（中山勝三君） ただいま議長の許可がありましたので、通告に従って一般質問を行います。

初めに、児童生徒通学路防犯灯の設置の予算化を図り、安全の確保に努める件についてであります。かつて世界で治安のよい先進国を誇った日本でありましたが、最近では凶悪犯罪が頻繁に報道されて、まるで日本が犯罪列島のような感さえ抱く昨今であります。先ごろの県内土浦でのナイフによる無差別殺傷事件、あるいは一昨日の東京秋葉原での同じく無差別による殺傷事件、現代の世情を代表するような事件で、本当に記憶に新しく、この凶悪犯罪の身近さを実感する、そういう出来事でありました。

昨年9月の定例議会の際の私の質問に、総務課長の答弁がございましたけれども、その際、ここ5年間の町内における犯罪発生状況を報告していただきました。凶悪犯罪、また粗暴犯罪を含めて43件、万引きや車上荒らし等の窃盗事件が1,583件、放火及び放火の疑いのあるもの18件となっております。これらの事件は、いわゆる無差別であったり、不用意な相手や抵抗できない女性、老人、そして子供などへの危害を及ぼす傾向にあるようですし、それらは死角を突いたり、暗やみではその危険が一層ふえやすくなります。近隣の市から八千代町に夜間に入ってくると、全体的に暗く感じるのは私だけではないと思います。どうしても田畑が多く、地域によっては雑木林も多い。商店や住

宅が少ないという条件で、やむを得ない部分もあると思いますが、ほかの市町村から八千代町に移り住んできた人たちも異口同音に「八千代町は本当に暗いねと、不安だ」と、そのような声をよく聞くわけでございます。

また、最近では、外国の方たちが八千代町にもたくさんいらっしゃいますが、多くは、複数で、あるいは集団でこの自転車で行動しているのをしょっちゅう見かけます。中学生や高校生などは、特に自転車の場合、常に身近に接する機会が大変多いわけです。そしてまた、中には無灯火で自転車を乗ってしまして、直前まで来ないと本当にわからない、こういう大変危険なケースも多いわけでございます。そういう暗くなった場合には、交通安全の上からも、道路の段差や加えて雨天の際の危険の増大に対しても、この道路が明るいことは大変に有効であります。

そこで、私もしばらくぶりでのこの2日間、夜暗くなってから、実際に自転車で主に通学路と思われるところを乗ってみました。確かに私たちが学生のころと比べれば、それは街灯もふえて、車の明かりも随分とあるわけでございますけれども、裏通りに入る、農道に入ると、街灯と街灯の間隔がかなり離れているところもたくさんあります。まだまだ十分とは言えないのではないのでしょうか。

実はこの質問をするのには、本当は今余り適当な時期ではないわけです。と申しますのは、今は一番日中の日が長い。もう夏至に近いときですので、真冬のあるいは冬至に近いときと比べれば、3時間ぐらいの日の長さが違ってまいりますので、なかなかこの夜間の街灯等の必要性の実感というものが薄い、こういう時期でございましてすけれども、1年のうちに必ずその夜が長い時期がまいります。そういうことで、早目の対処もしていただきたいなというふうに思うわけです。八千代町の条例に八千代町防犯灯設置要綱というのがあります。第1条は、この要綱は、小中学生が安全に登下校できるよう、防犯灯を設置し、犯罪を防止するために、設置に必要な事項を定めると。そして、第2条は、町が維持費を負担する防犯灯の設置、条件は下記の各号に該当するもので、町が必要と認めたもの、(1)として、小中学校で指定されている通学路、(2)、当該行政区以外に必要とするもので、行政区、学校、PTA等から要望があるもの、そのほか云々と、こうなっておりますけれども、このようにすばらしい条例が設置をされております。しかるに今年度における予算はゼロとなっております。昨年度は100万円が計上されておりましたし、確かに現在までの設置された防犯灯の維持管理、また光熱費としての電気料金の負担は発生しておりますけれども、しかし、八千代町の将来を担って

いく、21世紀の社会を担っていく子供たちの安全の確保の上から、防犯灯の設置は継続すべきであります。むしろ本当に子供たちの安全のために積極的に取り組むべきであります。どのような認識をお持ちでしょうか、教育長のご所見をお尋ねをいたします。

そして、このような観点から、予算がゼロということではなく、予算を計上して事業を継続することを要望いたしますが、執行部の見解をお伺いいたします。

次に、通告の2について、小中学校の施設、校舎や体育館などの耐震化を促進することについて質問いたします。5月に中国四川省での巨大地震によって大災害が発生し、死者6万8,000人以上、被災者は実に1,000万人を超えると聞いております。その中で、ある学校では、校舎が倒壊をして、1,000人もの児童生徒が一瞬にして生き埋めになってしまったとのニュースには、大変大きな衝撃と、また深い悲しみが込み上げてまいります。

一方、我が国は世界でトップクラスの地震国であり、数年前の中越地震や能登半島沖地震あるいは十数年前の阪神・淡路大震災での6,000人に及ぶ死者を出した大被害など、まさに災害は忘れたころにやってくるの感がいたします。

このような地震の災害から大勢の子供たちが勉強している校舎などの倒壊から子供たちを守り、また地域住民の避難の拠点となっていく小中学校の耐震化に当町は今までも取り組んでいると承知をしておりますが、報道によりますと、学校施設の耐震化率が2007年4月には全国で58.6%となっているが、茨城では北海道や広島と並んで44.8%と5割には達していないようであります。当町の現状はどこまで進んでいるのかお尋ねをいたします。

政府においては、今回の中国における地震災害を受けて、学校の耐震化を加速させるために、地震防災対策特別措置法を改正して、耐震工事の国庫補助率を引き上げる検討をしているとのこと。それによりますと、補助率が補強で2分の1、改築では3分の1となっているところ、それぞれ補強で3分の2、改築では2分の1に引き上げる内容ということであり、加えて地方交付税措置の拡充により、市町村の自主的な負担割合を最大でも事業費の十数%、約13.3%程度に抑える方向とのことですが、しかし、補助率引き上げは大規模地震で倒壊の危険が高いとされる1万棟が対象となるようでもあります。当町では小中学校施設の耐震化を促進するのに、どのような認識をしておりますか。今後の取り組みについて見解をお伺いいたします。

以上の2項目について執行部の具体的な答弁を求めて、一般質問といたします。

議長（小島由久君） 学校教育課長。

（教育次長兼学校教育課長 高嶋 保君登壇）

教育次長兼学校教育課長（高嶋 保君） 3番、中山議員の一般質問にお答えをしたいと思えます。

最初に、通学路の防犯灯について申し上げます。通学路防犯灯の設置につきましては、児童・生徒の下校時の犯罪の防止、通学路の安全確保を図るためにも、必要不可欠であると認識しております。平成4年度から児童・生徒の安全を図るため、各行政区の要望等に基づきまして、危険箇所順次防犯灯を設置してまいりました。19年度末でございますが、設置灯数は397基というふうになってございます。

昨年度は新規申し込みも予算の半以下と少なく、町全域に一通り防犯灯の設置が行き渡っているのではないかと考えまして、今年度の予算化につきましては、見送りをさせていただきます。今後新たに要望があった場合には、現地等もよく確認いたしまして、また通らなくなった通学路も含めまして、つけかえ等をするなど特に設置の必要な箇所につきましては、予算化について検討をしていきたいと考えております。

次に、学校施設の耐震化について申し上げます。学校施設につきましては、児童生徒が1日の大半を過ごす学習、生活の場でもあります。しかも地域住民にとっては地震等の非常災害時の応急避難場所となるなど防災拠点としての重要な役割を担ってきておりまして、施設の耐震性及び安全の確保が極めて重要であると考えます。

平成7年に「建築物の耐震改修の促進に関する法律」が施行されたことによりまして、建物の耐震診断及び耐震改修が義務化されております。これを受けまして、当町においても小中学校校舎及び体育館等について順次耐震診断を行ってまいりました。診断の結果、基準に満たない校舎、体育館等につきましては、改修工事を実施してまいりました。

平成19年度までの整備状況でございますが、体育館は東中を残してすべて耐震補強工事が済んでおります。

校舎につきましては、一中、川西小学校は、耐震診断を実施しておりますが、東中、それに西豊田小学校・安静小学校の校舎はまだ耐震診断のほうが未実施でございます。

一中、川西小学校の校舎につきましては、耐震診断の結果、両校とも耐震基準を満たしておりません。特に一中につきましては、耐震補強による整備は困難であると、改築の必要があるとの結果がおります。

この未実施の耐震診断・耐震改修工事等につきましては、総合計画に基づき実施計画

の中で順次実施していく予定でございますが、町の財政状況も大変厳しい状況になってきております。なかなか実施計画書のとおりには進まない状況となってきております。厳しい財政状況下ではございますが、学校施設につきましては、地域の防災の拠点として、また児童・生徒の安全を確保するためにも、町の財政状況とも絡み合わせながら、耐震化の基準に満たないものにつきましては、緊急性の高いところから順次改修工事を実施してまいりたいと考えております。

以上で答弁を終わります。よろしくお願いたします。

議長（小島由久君） 教育長。

（教育長 高橋 昇君登壇）

教育長（高橋 昇君） 3番、中山議員の一般質問にお答えいたします。

私への質問は、防犯灯設置についての認識ということですが、通学路の安心・安全の一つとしての防犯灯ということで認識しております。学校には危険箇所、通学路の危険箇所を避けるような交通事情あるいは人家等、そういうものを含めて安全ということを優先しまして指導しております。

その一環として、防犯灯につきましては、今回予算等はゼロということではございますが、通学路の安心・安全ということで新たな通学路において、特に夜間、冬場における部活動の通学路としても危険場所がありましたら、我々もよく見まして、優先してつけかえも含めて検討していくと、あくまでも通学路の安全・安心を第一として考えていきたいと思っております。

以上でございます。

議長（小島由久君） 町長。

（町長 大久保 司君登壇）

町長（大久保 司君） 3番、中山議員の一般質問についてお答えいたします。

防犯灯の設置につきましては、平成4年から各行政区の要望を受けまして、昨年まで397基設置しております。昨年度は予算の半分以上と申し込みが少なかつたため、防犯灯の設置につきましては、ほぼ町全域に行き渡っているのではないかと考えまして、本年度については、予算を全額カットさせていただいております。

議員さんご承知のように、町の財政状況も非常に厳しい中であります。今年1年様子を見させていただきまして、新たな要望により、防犯灯の設置が特に必要と認められるものにつきましては、今後予算化について検討をさせていただきたいと思っております。

学校の施設等の耐震化につきましては、地域の防災の拠点として、また児童・生徒の安心・安全を確保するためにも、早急な対応が望まれるところでありますが、町の財政状況とも照らし合わせながら、できるところから予算措置していきたいと考えております。

この公立小学校の耐震化問題については、先月27日に自民、公明、民主3党の実務者レベルでの協議がなされました。この協議の中で、大規模地震での倒壊のおそれの高い校舎の耐震化工事の補助率を引き上げる等、地震防災対策特別措置法の改正案を議員立法で提出することが合意されております。

今国会でこの法律が成立すれば、現在の補助率の3分の1から3分の2に引き上げ、また交付税措置も拡充することで学校耐震化工事の9割が国の負担となっております。この法案が成立した場合には、当町におきましても財政事情等により先送りされております学校校舎等の整備につきましても、子供たちの安心・安全を確保するためにも、早急に対応していきたいと考えております。

以上であります。

議長（小島由久君） 再質問ありますか。

3番、中山勝三君。

（3番 中山勝三君登壇）

3番（中山勝三君） ただいま執行部から私の2項目についての答弁をいただきましたけれども、いずれにしても両方ともお金の予算のかかることでございます。特に耐震診断とか、このある意味では、一中はこの補強とか、改築等はこの耐震基準に合わせるのは困難というような結果も出ております。これらについては、本当に今後さまざまな深い検討をしてもらわなくてはならないと思いますけれども、そういう中におきまして、通告1のほうのこの通学路防犯灯につきましてはこの答弁をいただいたわけですが、担当課長、教育長、また町長のお話の中で、特にこの町長になのですが、現状大体この町では行き渡ったのではないかと、もう設置も大体できたのではないかと、こういうふうな答えでございました。

また、昨年度の要望は、金額的に予算の半分程度と、そういうふうなことであったわけですが、しかし、これ半分は要望もあるわけですね。また、この先ほども申し上げたように、確かに設置も全域的には私も実感として行き渡ってきているのかなという感じもいたしますが、やはり当然それで十分というわけではなくて、その設置場所

の間隔がずっと広いところとか、そういうところも結構多いわけです。そういう中で、その要望の、失礼、また1点このつけかえ等もその考えているというような答弁もございましたけれども、要望の様子を見てと、こういうふうな話でございました。やはりこういうものを執行部のほうから提示しなければ、なかなか現場のほうとしては、また行政区においても、この要望を出していくというようなことはしづらい。大変消極的な感じになってしまうのではないかと私は考えます。今後ともこの安全・安心の子供たちの通学のためにその予算は多少少なくなったにしても、こういうゼロというようなことではなく、つけていくことを私としては望むわけですが、この点についてもう一度町長よりご答弁をいただければと思いますので、よろしく願いいたします。

議長（小島由久君） 町長。

（町長 大久保 司君登壇）

町長（大久保 司君） ただいまの質問について答弁したいと思います。

いろいろ防犯灯設置等につきましては、子供の安全・安心という観点でございまして、私も設置等については異存がないということでございますが、いろいろ事務レベルで要望があれば検討して前向きで設置したいと考えております。

議長（小島由久君） 以上で3番、中山勝三君の質問を終わります。

（「議長、暫時休憩」と呼ぶ者あり）

議長（小島由久君） 暫時休憩をいたします。

（午前10時21分）

議長（小島由久君） 休憩前に戻り再開いたします。

再開前に脱衣のほうを許可いたします。暑い人は脱いでください。

（午前10時36分）

議長（小島由久君） 次に、1番、大久保弘子君の質問を許します。

1番、大久保弘子君。

（1番 大久保弘子君登壇）

1番（大久保弘子君） ただいま議長より許可をいただきましたので、一般質問をさせていただきます。

今回の一般質問は、3つの項目をやらせていただきたいと思います。

まず、1つ目なのですが、小中学校の耐震化についてお尋ねいたします。先ほど中山議員さんからもありましたが、多少重複するところもあると思いますが、質問させていただきたいと思います。

去る5月12日に中国四川省で大規模な地震が発生し、死者6万8,000人余り、約2万人がいまだ行方不明だということです。日本では阪神大震災以後、2004年新潟県中越地震、2007年に中越沖地震があり、多くの被害が出ました。長岡市の下小国小学校では、校舎の柱7本に亀裂が入り、使えなくなったほか、同小隣の中学校校舎2棟が全半壊いたしました。発生が休日だったため、かろうじて子供たちへの被害は免れたものの、校舎は使えなくなったということです。

さて、今月6日、日本共産党など5党が共同提案した学校耐震化促進法案が衆議院本会議で可決され、参院に送付されました。今国会で成立する見通しだそうです。法案の柱は、1、市町村が行う公立幼稚園、小中学校施設の耐震化事業について、耐震補強工事への国庫補助率を現行の2分の1から3分の2に、改築への補助率を現行の3分の1から2分の1に引き上げる。2、市町村に公立学校施設の耐震診断実施と結果の公表を義務づける。3、私立学校施設の耐震化にも配慮するというものです。補助率引き上げの対象は、震度6強以上の地震で倒壊する危険性が高いとされる構造耐震指標I S値0.3未満の建物約1万棟が対象だそうです。引き上げ期間は2010年までとのこと。当町におきましても、地震対策は緊急の課題かと思えます。子供たちの安全を守るためにも耐震化は待ったなしではないかと思えます。

そこで、1つ目に、当町の小中学校の耐震診断率と、その基準についてお伺いいたします。

2つ目に、耐震診断結果と耐震化率についてお伺いいたします。

3つ目に、今後の実施計画と優先順位はどうかお尋ねいたします。

次に、後期高齢者医療制度についてお伺いいたします。4月から実施されました後期高齢者医療制度に対し、多くの国民から高齢者いじめの制度だ、うば捨て山をつくるようなものなど強い怒りが寄せられ、当町の窓口にも100件以上の抗議や問い合わせが寄せられたそうです。今、新聞やテレビなどでも連日と取り上げられ、大きな問題になっております。2年前与党が強行採決したもので、2年たった今、年齢という線引きで75歳以上の高齢者を締め出し、負担増を強いる制度の本質が浮き彫りになってまいりました。与党内からも後期高齢者医療制度は財政上の都合ばかり優先され、人間味が欠け

ている、至急もとに戻して新しくもう一回考え直すべき、一旦凍結してゼロベースで国民的議論をなどの声が噴出しております。現在600万を超える廃止を求める署名、580を超える地方議会が中止見直しを求める意見書を可決しています。また、30以上の都道府県医師会が制度に異議を唱えています。茨城県の医師会は、今日の我が国をつくり上げた高齢者の生活は、社会が支えなければなりません。

最近、3月になってから診療報酬の細目がわかり、細目を見ると、医療費や保険料の額だけでなく、医療内容まで全部今までとは違う高齢者を独立させた別の医療として診療に制限が加えられます。財源は医療費のうち32兆円は窓口で払う患者の自己負担と保険料で国は9兆円しか出していません。後期高齢者の初年度の保険料は約8,100億円と言われています。これが将来は1兆2,500億円くらいに上がると言われていますが、240兆円という特別会計の一部を一般会計に直せば、こんな保険は必要ないのです。高齢者に負担増と差別医療を強いる後期高齢者医療制度は断固撤回、撤廃すべしということで、全国に先駆けて撤廃を求め、5月中に20万以上の署名を集めています。今月6日には日本共産党を初め野党4党で提出した来年4月の廃止法案が参議院で可決されました。私どもは低所得者ほど負担が重いこの制度に対し、緊急措置として5月29日に開かれた後期高齢者医療広域連合市町村担当者会議において広域連合と市町村の努力で実現可能な問題として次のことを5月27日に町として働きかけをお願いいたしました。

1、年金月1万5,000円未満の高齢者の保険料は全額免除すること。2、75歳以上でも人間ドックの補助制度は可能とすること。3、65歳から74歳の障害者で後期高齢者医療制度に加入しない場合でも、マル福制度を適用すること。以上について町としてどのように働きかけをしたのか、また連合側の回答はどうだったのかお聞きをいたします。

次に、町長にお伺いいたします。後期高齢者医療制度のさまざまな矛盾が出て、国民の圧倒的多数が廃止を求めております。情勢が大きく変わってきています。今の情勢と制度について町長のお考えをお聞きいたします。

また、年金月1万5,000円未満の高齢者に対して、町独自の免除について検討する考えはあるのかお尋ねいたします。

大きな3番目に移りたいと思います。子育て支援の一環として、次の2項目についてお伺いをいたします。

1項目めは、妊婦健診の助成拡大についてです。私は昨年の12月議会と今年3月議会、続けてこの件について取り上げてまいりました。今年度より3回までの実施を実現して

いただきましたが、県内44市町村のうち42市町村が5回まで、大洗町などは10回までの助成を決めました。今月6日の一般会計補正予算で5回まで拡充するとして190万円計上していただいたということで、今若い方たちの雇用状況が悪化し、厳しい生活状況に追いやられている現状の中で、この回数増は大いに助けになると思います。

そこで、この予算化によって、5回までの助成の実施時期はいつから始まるのかお聞きいたします。また、その周知の徹底を図っていただきたいと思いますが、いかがですか。

2項目です。次に、不妊治療助成制度についてお伺いいたします。近年、不妊症で悩んでいる方がふえているということをお聞きします。子供がどうしても欲しくて、治療を受けている方も少なくないということですが、その費用が多額なため、あきらめてしまう方も多いいいことです。排卵誘発剤の注射などは病院によっても違いがあるということですが、1回7万円くらいかかるそうで、1週間続けないと効果がないとのこと。また、体外受精などは40万円程度かかるということ。です。

そこで、1つ、県の助成制度があると聞きましたが、その内容についてお伺いいたします。

2番目に、その申請の方法はどのようなものかお聞きいたします。

また、3番目、町独自の助成を検討する考えはあるのかお尋ねいたします。

以上、1回目の一般質問、お答えの内容によっては再質問をさせていただきたいと思っております。

議長（小島由久君） 学校教育課長。

（教育次長兼学校教育課長 高嶋 保君登壇）

教育次長兼学校教育課長（高嶋 保君） 1番、大久保議員の一般質問にお答えをいたします。

私の質問でございますが、学校の耐震化ということで、小中学校の施設の現在の整備状況、それと耐震化の基準、それに耐震診断率と耐震化率、今後の実施計画と優先順位であるかと思っております。小中学校の校舎及び体育館等の現在までの整備状況につきましては、ただいまの中山議員さんの一般質問で申し上げたとおりでございます。

また、耐震化の基準でございますが、これにつきましては、学校や体育館を初めとする一定規模以上の建築物につきましては、建築物の耐震改修の促進に関する法律に基づきまして、耐震基準が定められております。この耐震基準でございますが、これは専門

分野の範囲となりますが、「構造耐震指標 I S」というものがあります。この指標を用いまして、柱や壁の強度を測定・計算しまして、耐震性を判断するということになっております。

当町の現在までの小中学校の校舎、体育館等の耐震診断率と耐震化率でございますが、耐震診断率が68%、耐震化率が51.7%となっております。ちなみに県内44市町村のうち、当町は第11位となっております。今後の実施計画と優先順位についてであります。この耐震診断・耐震補強工事につきましては、総合計画に基づきまして、実施計画の中で順次実施してまいりました。先ほど申し上げましたが、町の財政状況も大変厳しい状況にあります。実施計画書のとおりには進まない状況となっております。

また、優先順位につきましても、耐震診断等の調査の結果を踏まえまして、緊急性の高いところから順次改修工事等を実施していきたいと考えております。

以上で答弁を終わります。よろしくお願いたします。

議長（小島由久君） 町民課長。

（町民課長 齊藤 実君登壇）

町民課長（齊藤 実君） 1番、大久保議員の一般質問にお答え申し上げます。

先ほど5月27日に提出されました要望事項3点について答弁申し上げます。

まず第1番目の当面の措置として、年金の月額1万5,000円未満の高齢者保険料は全額免除するよう町として広域連合に働きかけることにつきましては、議員も先ほど一般質問の中でおっしゃってございましたとおり、茨城県の広域連合の議員の一部あるいは茨城県市議会議長会からも低所得者に対する減免制度の創設要望が出されているというような状況を伺っております。今回町にも要望書が提出されましたことを受けまして、5月29日の茨城県広域連合の会議に出席・持参しまして、事務局には報告しました。ただ、会議については、討議というような会議でございませんので、報告というような形で連合のほうに提出したというようなことでございます。その中で、広域連合としましては、現在国の見直しが検討されている状況あるいは市町村からも要望があるような状況を踏まえまして、今後市町村に意向調査等を行いまして、広域連合のほうに部会がございまして、事業の運営検討委員会というようなものがあります。その中で検討をし、さらに広域連合として慎重に対応していきたいというようなことございました。

次の2番目、町が実施している人間ドック補助制度を75歳以上でも対象とするというようなことでございますが、当町におきます人間ドックの補助制度につきましては、国

民健康保険制度の保健事業の一環として現在も実施しているところがございます。平成20年度から75歳以上の方々につきましては、新たな保険制度であります後期高齢者医療に移行しましたというようなこともありますので、現状の制度の中では対象外というようなことになってまいります。また、町としまして、本年度から実施しております特定健診による健康管理を重点に行ってまいりたいというような考えもございますので、その点もご了解いただきたいと思っております。

広域連合としましては、未実施、人間ドックを国民健康保健の中でも実施していない市町村が多いというようなこともございます。さらには、助成の内容が違う、補助金の額が違うというようなこと、それから受診者数が少ないというようなこともございます。それらを勘案して「高齢者の医療の確保に関する法律」第125条の規定では、特定健診につきましても努力義務としているようなことではございますが、現行制度から、国保の制度から移行したというようなことがございますので、不利益にならないように考慮して、茨城県の広域連合としましては、特定健診による健康管理、さらには健康の保持増進を図ることとしたというようなことではございます。

3番目の65歳から74歳の障害者で後期高齢者医療制度に加入しない場合でも、障害者医療（マル福）、医療福祉ですか、マル福制度を適用するというようなことですが、八千代町におきます未加入者は現在おりません。対象者については、現在のところ114名というようなことではございます。

以上、大久保弘子議員の一般質問に対する答弁といたします。

議長（小島由久君） 福祉保健課長。

（福祉保健課長 関 好太郎君登壇）

福祉保健課長（関 好太郎君） 1番、大久保弘子議員の一般質問にお答え申し上げます。

質問の内容は、子育て支援策についてということではございますが、妊婦健診の助成回数についてということにつきましては、大久保議員も言われましたように、5回が実施可能となるよう、この議会で補正予算を要求しまして、去る6月6日の定例会初日に可決をいただいたところでございます。その実施につきましては、7月1日から実施をしていく考えでおります。その周知についても、積極的に図っていきたいというふうに考えております。

次に、不妊治療の助成制度についてということではございます。子供を希望しても、なか

なか授からない夫婦にとって、周囲のプレッシャーなどもあり、悩みは深刻な状況かと存じます。このような夫婦が不妊治療をしようとしても、治療内容により、医療保険適用外となって、治療費が大分高くなるというふう聞いております。このような夫婦に対し、少子化対策の一環として、経済的な支援を図っていこうという観点から、県では次のような助成事業を行っております。

まず、対象となる治療ですが、体外受精、顕微受精、こういったものの治療。次に、助成の内容ですが、1回の治療につき10万円を限度、1年度に2回まで、通算5年間助成しようという内容でございます。その対象者ですが、婚姻している夫婦、いずれか一方が県内在住、夫婦の所得が730万円未満、これが対象者でございます。そのほかには茨城県指定の医療機関において実施をした治療という、こういった内容でございますが、申請手続につきましては、住所地を管轄する保健所に申請をしていただきます。当町ですと、常総保健所に相談をしていただき、県の指定医療機関で受診をし、その医療機関で「受診等証明書」を発行してもらいまして、保健所に申請をし、助成金の支払いという形になります。この周知につきましても、県より案内パンフレットが来ておりまして、保健センター窓口あるいは保健センターに相談に来られた方に対して配布をしております。今後さらに一般町民への周知を徹底させるべく町広報紙等でお知らせをしていきたいというふうに考えております。

以上です。

議長（小島由久君） 町長。

（町長 大久保 司君登壇）

町長（大久保 司君） 大久保議員の質問に答弁したいと思います。

学校の耐震については、学校教育課長から答弁したとおりでありまして、耐震化率につきましても、八千代町は茨城県11位ということでございます。いろいろ一中におかれましては、またそのほか東中、西豊田小、安静小あるいは川西等につきましても、早急に学校の耐震等におかれましての今後の校舎建設の検討委員会等も設置いたしまして、至急に対応していきたいと考えております。

そのほか、後期高齢者医療制度におかれましては、いろいろ町へも要望したようでございますが、ただいま課長が申したとおり、要望書は広域連合に届けたということでございます。我々としても広域連合に参加しておるわけでございますが、先般いろいろ問題等を提起される中で、市長会あるいは町村会等におかれましては、参加した一員で、

国の改善策に沿った見直しということで、いろいろ検討されている。国の動向を見てからということでございまして、市議長会におかれましては、いろいろ低所得者等におかれましての軽減措置等も考えてくれと要望されております。大久保議員から月1万5,000円の保険料を納めた方におかれましては、町独自の軽減措置ということでございまして、今後茨城県の動向を見ながら検討していきたいと考えております。

先ほど申したとおり、茨城県の保険料につきまして、八千代町等におかれましては、79万円以下の家庭の保険料は安くなっているということでございまして、今後保険料につきましても、減免措置、国でも79万円以下の年金の人につきましては、9割の軽減ということでございまして、もちろん軽減措置に沿ってやっていきたいと考えています。町でも保険等におかれましては、いろいろこれからの老人保健ということでございまして、元に戻る考えということでございまして、いろいろ野党等におかれましては、廃止法案も参議院では通過いたしました。またもとの老人保健へ戻ると、また混乱ということでございまして、選挙等におかれましては、政争の道具ということを非常に高齢者は怒っておりますが、ただ、これからの今選挙をいろいろ衆議院等もあるようでございまして、この制度におかれましては、後期高齢者等におかれましては、共産党を除く与野党の合意事項であったと私は記憶しているような状況でございまして、もとの老人保健へ戻ると、またそれなりに我々市町村も混乱するし、茨城の広域連合等におかれましては、事務局も設置し、各市町村におかれましては、あるいは地方議会等におかれましては、議員を選出、スタートした時点でございまして、筋の通った改善策をし、さらにまづいところは国会議員初め我々としても合意の上で改善していくのが筋かと私は考えております。

そのほか、妊婦健診の助成回数等におかれましては、5回ということでございまして、

そのほか、不妊治療等の助成等につきましては、ただいま福祉保健課長が申したとおり、今後も前向きで検討をしていきたいと考えております。

議長（小島由久君） 再質問ありますか。

1番、大久保弘子君。

（1番 大久保弘子君登壇）

1番（大久保弘子君） それでは、再質問させていただきます。

1番目の小中学校の耐震化についてでございます。先ほど担当課の課長さんからお答えをいただきましたが、補助率引き上げの対象となる構造耐震指標0.3未満の建物は、

当町では幾つあるのでしょうか、データは出ているのでしょうか、1つお聞きしたいと思います。

それから、調査の結果を踏まえて、順位をというお話でしたけれども、先ほど中山議員さんの質問にもありましたけれども、一中、東中、西豊田、安静、川西などありますが、昭和56年に法改正がありまして、それ以前の施設は幾つあるのでしょうか。

それから、文部省の文教施設企画部長は、「I S 値0.3以上の施設にも地方の計画や要望に対し積極的な補助を行い、耐震化推進に努める」と言っております。積極的に国へ要望していくべきと思いますが、いかがでしょうか。

それから、後期高齢者医療制度について質問させていただきます。先ほど75歳以上でも人間ドックの補助制度は可能とすることという要望に対して、お返事をいただきました。人間ドックの実施ですが、八千代では75歳以上は後期高齢者医療制度のほうに移行したことによって中止されたということですが、まだ県内9市町村で今までどおり実施を継続しているそうです。その辺も踏まえまして、当町としても考えていただければと思います。

それから、65歳から74歳の障害者で後期高齢者医療制度に加入しない人は、今のところ八千代にはいないということでしたけれども、今後該当者が出てくる可能性もあります。一たん加入しても脱退することもできるということですが、その方たちのマル福制度の適用が後期高齢者医療制度に移行しなくてもできるようにすべきではないかと思いますが、いかがですか。

それから、先ほどの町長の答弁の中に、選挙の防衛策というようなことがありました。しかし、これは2006年の制度が提案されたときに、共産党はもう既にこの制度は余りにも年齢で区切る高齢者いじめの制度だということで反対しておりましたが、政府は強行したわけです。最近になって、いろいろな具体的なことがわかってきて、診療報酬なんかも1人6,000円という制限つきで医療がなかなか受けられなくなったりということですね。そして、看取りというような、終末期の看取りというようなのがありますが、それについてもちょっと見直しというような話もありますが、そういう医療制度、病院からそういう病人を、高齢者の病人を追い出す。そして、看取りを、在宅看取りをすれば、そこに支援金を出すよと、そういうような制度でありますから、皆さんが反対しているわけだと思しますので、政争の具という言葉はちょっと納得をしかねます。

それから、子育て支援の一環として、先ほど2つばかり質問をいたしました。八千代

町では今回補正予算で5回までの妊婦健診の助成拡大をしていただくことになりました。それは大いに助けになると思いますが、厚労省では14回までの健診の助成が望ましいと言っておりますので、今後検討をしていただく考えはあるのかどうかお聞きいたします。

それから、最後に、不妊治療助成制度ですが、担当課の方からよく調べていただきましてけれども、限られた治療しか助成がないので、もっと対象を広げるよう県のほうへも働きかけをお願いしたいと思います。

また、窓口にも、この市町村の窓口にも気軽に相談できる、そういう方法をいろいろ考えていただきたい。インターネットや電話などでも対応していただけるような、そういう治療を行っている方たちに対しての思いやりで検討していただきたいと思いますが、いかがでしょうか。

以上で再質問を終わります。

議長（小島由久君） 学校教育課長。

（教育次長兼学校教育課長 高嶋 保君登壇）

教育次長兼学校教育課長（高嶋 保君） 1番、大久保議員の再質問にお答えをいたします。

再質問の内容でございますが、第1番目がI S値0.3未満の建物は当町ではどのくらいあるのかということでございますが、現在の耐震診断を終了しているものでは、一中1校でございます。

それと、2番目の質問でございますが、56年度以前の建物か、以降の建物かということでございますが、すべて56年以前の建物となっております。

それと、3つ目は、補助率の補助金のほうの要望でございますが、I S値が0.3未満、それと0.3以上0.6未満のものにつきましては、すべて補助が対象となってきますので、今後は積極的に国のほうに補助金の要望をしていきたいと考えております。

以上でございます。よろしくお願いたします。

議長（小島由久君） 町民課長。

（町民課長 斉藤 実君登壇）

町民課長（斉藤 実君） 大久保議員さんの再質問にお答え申し上げます。

まず、1点目の人間ドックの補助制度でございますが、先ほども述べましたとおり、県内では44市町村、9市町村が20年度は人間ドックの助成をしているというようなことですが、これにつきましては、後期高齢者医療の制度に移行に伴いまして、住民の方々

の周知徹底がまだなされていないような状況の市町村もあると聞き及んでおります。そのため20年度については実施をしているというような市町村もこの中にはあるというようなこと等も含めまして、さらには八千代町におきます実施状況でございますが、18年度が6名、19年度が3名というようなことで、人間ドックの助成を受けているような状況です。先ほども私のほうから申し上げましたとおり、特定健診の健診につきましては、人間ドックと受診内容が大きく変わっているようなところはございません。国でも特定健診によりまして、受益者の方々の健康管理に努めるというようなことで、目標値も掲げて今後さらに進めていくというようなことでございますので、八千代町におきましては、人間ドックの補助制度につきましては、町自体でも今後さらに検討を重ねて縮小あるいは廃止のほうに持っていくような方向で考えているところでございます。

また、もう一点のマル福の制度でございますが、マル福制度については、老人保健制度が後期高齢者制度、高齢者の医療に対する制度にかわりまして、法案自体もなくなった中で、当事者の方々に加入の意向調査を行った中で、後期高齢者医療の制度に移行していただいているというような状況です。町で単独で助成を行うというようなこととなりますと、経費的なものがさらにふえるというようなことで、大変厳しい財政状況の中でございますので、この点については当事者の方々のご理解をいただきながら、この制度の中で進めていきたいというようなことでございます。

以上でございます。

議長（小島由久君） 福祉保健課長。

（福祉保健課長 関 好太郎君登壇）

福祉保健課長（関 好太郎君） 再質問にお答え申し上げます。

不妊治療の対象者と気軽にもう少し該当になるようにというようなことで、県のほうへの働きかけというようなことで、今後機会を見まして実施していきたいというふうに考えております。

続いて、この不妊治療の対象者ですが、これはプライバシーの尊重というのがまず第一に考えなければならないというふうに常々考えておりまして、それにはおっしゃるように相談、気軽にこのプライバシーを守れて相談に来られるような体制というのは絶対必要かなというふうに考えております。それは積極的にそういう雰囲気、環境づくりに努力していきたいというふうに考えております。

議長（小島由久君） 再々質問ありますか。

1 番（大久保弘子君） 先ほどの町長への質問。

議長（小島由久君） 町長。

（町長 大久保 司君登壇）

町長（大久保 司君） 学校耐震については、大体答弁したと。

高齢者医療制度についても再答弁した。

子育て支援の妊婦の健診等におきましては、14回ぐらいやってもらいたいということですが、八千代町は5回でございますので、5回を堅持していくと、そのほかは助成するつもりはございません。きょうの新聞等におかれましては、和歌山県の平均が2.9回と聞いておりますので、あとは個人でやってもらうと。

不妊治療につきましても、プライバシー等もありますが、窓口で不妊治療相談室など設けることはできませんので、いろいろプライバシーもありますので、個人的に相談していただきたいと思います。いろいろ財源等にも限りありますので、大久保議員におかれましても、ご了解をいただきたいと思います。

議長（小島由久君） 再々質問ありますか。

1 番、大久保弘子君。

（1 番 大久保弘子君登壇）

1 番（大久保弘子君） 許可がありましたので、質問させていただきます。

先ほど町長に対して、野党のその政争の具にというお話がありました。後期高齢者医療制度についてのことですけれども、政党の防衛策ではないかと、政争の具にしているのではないかとというようなことで、そのことに対して私のほうでお話ししましたけれども、それに対しての町長のお考えをもう一度お伺いしたいと思います。

議長（小島由久君） 町長。

（町長 大久保 司君登壇）

町長（大久保 司君） 私も広域連合に参加した一人でございますので、この制度がこれからの老人社会、高齢化時代の最高の施策として私も参加した一人でございます、いろいろ新聞等の報道によりますと、社説等でも言っております。また、世論は最近そういう廃止ということでございますが、根本的にまたあの老人保健へ戻す、老健へ戻すと、また混乱する。そしてまた、金はだれ出すのだと、公的な税金で5割あるいは現役世代で4割個人負担する。若干これからの高齢化社会には、老人にも負担してもらいたいというのが国の施策であり、今までの国保連合を初め我々市町村の基本的な考え方で

ありましたので、私はそれで。野党等におかれましては、私も基本的には年寄りを大事にするということは思っておりますが、今回のことにつきましても、いろいろ対案でも出したり、慎重に検討して、国会でも延長してやっていけば、衆議院では否決されるのは当然でございますので、そういうことより、いち早く改善策、真の改善を図ってやっていくのが筋かと私は考えておりますので、今、政争の具と、道具にされているということでございますが、選挙ということで、いろいろ国会解散等も目の前に迫っておるような状況でございますが、我々としても混乱するだけでございますので、そういう基本的な考えで申したところでございます。

議長（小島由久君） 一般質問は再々まででありますので、以上で1番、大久保弘子君の質問を終わります。

次に、13番、大久保敏夫君の質問を許します。

13番、大久保敏夫君。

（13番 大久保敏夫君登壇）

13番（大久保敏夫君） ただいま議長の許可がありましたので、一般質問をさせていただきます。

私における後期高齢者医療の制度についての問題につきましては、湯本直議員、大久保弘子議員から質問がなされ、またなおかつ執行部の答弁により、議論がなされているものと、こういうふう感じておりますので、大体の大まかな議論は尽くされているのだろうと、こういうふう認識しております。しかし、ある部分においては、今、八千代の中における現況というものを聞きすることによって、今後の後期高齢者医療制度というものが「長寿医療制度」となぞらえた中で、今後の最終決定されたその高齢者医療制度というものがどのようにいくつかの部分において、八千代の今における状況というものを確認しておきたいと、こういうふうに思いますので、時間が迫っておりますので、若干お聞きしたいと思います。

この高齢者医療問題については、今、国において議論がなされて、先ほど町長からもありましたように、この後期高齢者医療制度というものが今における若干の修正をもってしてやるのか、あるいはまた廃案になるのか、廃案になることによって、老人医療のほうに逆戻りをするのか、現行のままでいくのか、いろいろ国会の力関係によって衆参のこの数の論理の中で相当左右されるのだろうと、こう思っております。

そういう中にありまして、当町においても、先ほど広域連合の中に身をゆだねている

わけでございますので、当町独自でどうしろというわけにもいかないわけでございますけれども、今回よくちまたでテレビ等で見ますと、低所得者層に対する部分がどうするのだと、こういうふうな論議がなされて、東京においては低所得者においてはいいのだとか、どここの県においては高所得者に優遇なのだとか等々の話がなされている。では、低所得者層というのは何をもってして低所得者層と高所得者層というものに分けられるのだ。では、中所得者層というのは、普通だと言われる者がいるのかどうか、そういうものは論議されているように見えないわけでございますけれども、私から言わせてもらいますと、今回お聞きしたいことは、当町における75歳以上のこの今論議されていることに身をゆだねている対象者というのは何人おられるのか。多分にこの所得というのは年金をもらう額をもってして多分あるのだろうと思いますけれども、何十億を超えても所得申告している人も中にはいるかもしれませんけれども、いわばその75歳以上の年金等の中において、八千代町における現況においてですよ、現況において対象者となり得る人は何人いるのか。また、では俗に言う低所得者層として、低所得者層というものを、低所得者に対して温かいとか、冷たいとかいう、では八千代における低所得者層というものはどのくらいな人数をもってして判断をして我々議員は活動していけばいいのか、そのことを2つをお聞きして、「釈迦に説法」だと思うのですけれども、この低所得者層との分岐点におけるそういうふうな税率というものは、東京を初めとして全国市町村すべて共通のいわば尺度というか、同じこの年収の数字ですべてはかかれているものなのか、この3つだけ、75歳以上の対象者は何人いるのか、低所得者層と言われるのは八千代はどういうふうに判断すればいいのか。続いて、最後に、この基準というものは、全国市町村、村もまだあるのかどうかわかりませんが、全国市町村共通なものなのか、その点だけ、町民課長ですか、にだけ、お一人だけお聞きすれば結構だと思います。

議長（小島由久君） 町民課長。

（町民課長 齊藤 実君登壇）

町民課長（齊藤 実君） 13番、大久保議員さんの一般質問にお答えいたします。

今、3項目というようなことでご質問がありましたので、順次お答えをしていきたいと思えます。

最初に、八千代町の保険料の負担の状況ですが、20年度4月の時点で年金から徴収を収納させていただきました金額につきましては、1,230万7,200円でございます。1人当

たりにしますと約6,800円となっております。県全体で申し上げますと18億2,500万円、1人あたりにしますと約9,100円というような状況でございます。保険料につきましては、本算定がまだなされておられませんので、この金額については19年度の住民税を参考に賦課している状況の金額でございますので、本算定後については、また20年度の住民税の申告の状況によりまして、変化するというようなことでお含みおきいただきたいと思います。

それから、75歳以上の対象者につきましては、八千代町では約2,990名おります。内訳につきましては、先ほど所得の基準というようなことでもございましたが、7割軽減の方々が約690名、それから5割軽減の方々が約60名、2割軽減の方々が90名というようなことでもございます。合わせますと約840人になります。さらには、軽減を受けられないというか、軽減がない方が約990名おまして、今回の年金からの徴収者につきましては、約1,830人というようになっています。

9月以降普通徴収の方々もふえますので、八千代町の全体の人数につきましては、先ほどの約2,990名というようでもございます。普通徴収、社会保険の被保険者等が主な方々になろうかと思うのですが、その方々が1,160名というようでも、総合計になります。

低所得者の基準というようでもありますが、これは個々の収入によって違ってまいります。年金でいいますと、先ほどの中で79万円が最低ラインというようでもなりますと、7割軽減というようでもなりますので、世帯人数といいますか、夫婦、さらには片方の方が後期高齢で、片方の方々がまだ国保あるいは社会保険のほうへ残っているというようでも形の中ではちょっと把握しづらいところもございまして。単身者で申し上げますと、年金が201万円になりますと2割軽減というようでも形が出てきますので、その収入、年金プラス所得の割合によって変わってくるというようでもありますので、この点については事由がありますので、よろしくお願ひしたいと思います。

13番（大久保敏夫君） 答えていないのだけれども、共通の認識でいいのか、どこの市町村も。

町民課長（斉藤 実君） 先ほどの最後の質問でございますが、これは賦課については、全国共通というようでもありますが、均等割の額につきましては、各広域連合で均等割を決めていると、所得割と均等割のパーセンテージについては、各都道府県、広域連合の中で協議をして決めたというようでもございまして。茨城県については、約3万8,000円

弱で、3万7,200円の中で7割軽減ですと、1万1,200円というようなことでございますので、全国の中でも低いほうの部類に入るといような認識してございます。

13番（大久保敏夫君） 全国共通ではないということだな。

町民課長（斉藤 実君） そうですね、はい。

議長（小島由久君） 再質問ありますか。

13番（大久保敏夫君） なし。

議長（小島由久君） 13番、大久保敏夫君の質問を終わります。

次に、7番、水垣正弘君の質問を許します。

7番、水垣正弘君。

（7番 水垣正弘君登壇）

7番（水垣正弘君） ただいま議長の許可をいただきましたので、通告をいたしました件について質問をさせていただきます。

当町の基幹産業である農業は、首都圏からの有利な立地条件と恵まれた自然条件を生かし、首都圏への農産物の供給基地として発展してまいりました。また、近年は都市住民の安らぎの場として、自然資源の豊かさや農村環境が脚光を浴びるようになってきております。特に田舎暮らしとして、テレビを初めマスコミ等で注目をされております。当町においてはグリーンビレッジを拠点に、都市と農村の交流の場としてキャンプ場、コテージ、憩遊館、クラインガルテンを活用した交流事業や観光の振興を図っているところであります。今後も都市と農村の交流の場の中核として、八千代町の魅力や特色を発信していくことを期待しております。

しかしながら、憩遊館は平成9年4月に開館、今年で11年目を迎え、施設もかなり老朽化が進んでいると聞いております。また、経営も毎年赤字であり、運営資金も借入金を借りて賄っているような話も聞こえております。

そこで、まず1つは、憩遊館の運営状況についてご説明をいただきたいと思ひます。

次に、憩遊館への職員の派遣についてお伺ひいたします。今年4月から産業振興課の職員2名が派遣されているようでございますが、それはどういう立場で派遣なのか、憩遊館の正職員、臨時職員の状況も含めてご説明をいただきたいと思ひます。

また、ふるさと公社のある職員についてでございますが、聞いたところによりますと、昨年は給料は要らないからお手伝いさせてほしいということだが、今年は常務理事として給料を支払っている。この点についてもご説明をいただきたいと思ひます。

3つ目は、グラウンドゴルフの会員権についてお伺いいたします。憩遊館、YGG会員カードの特典見直しの件についてでございます。8月1日からYGG会員特典であった憩遊館入館料割引特典が廃止されるという通知が届いたことではありますが、その通知によりますと、YGG会員特典のねらいは、グラウンドゴルフをプレーした人が憩遊館で入浴し、身体をいやして食事を楽しむことを想定して企画したことでありますが、ところが、このグラウンドゴルフを目的としない方が入館料が安くなることに魅力を感じ、入会をする方が多くなった。その結果、入館者がふえても入館料収入が上がらないという想定外の事態が起これ、経営的にも大きな問題となりつつあることであり、企画が甘かったということでもあります。しかし、施設の目的は、高齢者等の健康と福祉の増進、世代間や町内外の人々との交流の促進、併せてグリーンビレッジ内の施設の相乗的利用促進を図ることであり、昨年会員募集のときは永久に使用できるというPRで会員の募集をしたと聞いております。昨年の募集資料を見ても、グラウンドゴルフを目的とすることはどこにも表記されておらず、グラウンドゴルフは会員制で会員登録されたメンバーは無料で利用することができる」と表記され、その特典として、入館料の割引、食事の割引、その他の施設利用の割引が受けられるとの記述があるのでございます。

そこで、お伺いしたいのは、1,240名の会員すべてに通知したのか、その反響はどのような形で反響が起きているのか。また、この特典見直しを行う上での話し合いはどうだったのか、どのような協議体制であったのか、ご説明をしていただきたいと思いません。

ご説明を聞いて、再質問をさせていただきたいと思えます。

議長（小島由久君） 産業振興課長。

（産業振興課長 水垣 進君登壇）

産業振興課長（水垣 進君） 7番、水垣議員の一般質問についてお答え申し上げます。

ふるさと公社の運営につきましては、公社の運営の範疇でございますので、その点はご了解いただきたいと思えます。

それから、職員の取り扱いについて申し上げます。職員につきましては、平成20年4月1日より町産業振興課職員2名がふるさと公社担当ということで、財団法人八千代町ふるさと公社の業務指導監督に当たっております。この件につきましては、ふるさと公社の業務を指導監督し、円滑な事業運営を確保し、公共福祉の増進に資するというふうなことを目的として行っておるものでございます。

なお、申し上げますと、公社からの辞令は発令されておりません。また、給料については、町から支払われております。

次に、グラウンドゴルフの会員権についてのご質問でございますけれども、財団法人ふるさと公社で運営している八千代グラウンドゴルフにつきましては、基本的に財団法人ふるさと公社の運営の範疇でございます。このことについては、昨年8月にグラウンドゴルフのコースを開設したもので、約10カ月ほど経過してございますけれども、運用面で改善していかなければならないということで取り組んでいるということで報告を承っております。

財団法人ふるさと公社の管理運営につきましては、なお一層指導を徹底して、住民の信頼にこたえ、適正な運営に万全を期するよう指導してまいります。

以上でございます。

議長（小島由久君） 町長。

（町長 大久保 司君登壇）

町長（大久保 司君） 水垣議員の一般質問にお答えしたいと思います。

憩遊館については、平成18年度より指定管理者制度により、財団法人八千代町ふるさと公社に管理運営を委託しているものですが、10年を経過するに当たり、施設の老朽化が進み、また近隣に類似施設ができていようでありまして、非常に厳しい経営状況であります。施設の機能も十分に発揮され、かつ公社職員の経営感覚を一層レベルアップするよう、2名の職員を産業振興課ふるさと公社担当として事務事業の監督に当たらせております。

いろいろ指定管理者制度につきましては、18年度で指定管理者になって、そのときの委託費が4,772万2,000円でありましたが、いろいろ町の行財政改革プランということで、平成19年度は2,617万7,000円ということで、非常に約2,000万円減額されたような状況でございます。私もいろいろ2,000万円なら経営努力すればということでございまして、常務がおりましたが、常務は廃止して、そのくらいな経営努力しようとしてやったわけでございます。いろいろそのかわり、その当時も産業課の参事あるいは指揮監督として担当職員は派遣させております。常駐ではありませんが、そういう事情でありまして、常務におかれましては19年度ですか、ただでというわけではないが、月7万円で行ってくれるということでやって、また担当職員等におかれましては、公社担当ということで派遣されております。今回さらに平成20年度におかれましては、非常に厳しい経

営環境ということでございまして、特に施設の老朽化、11年たっております、非常に2,000万円ぐらいいろいろ修理も、メンテナンス等がかかりますので、ここらでいろいろ危機管理ということで、非常事態ということで、2名の職員、さらに4月1日で事務局長格の人がやめましたので、2名の派遣ということで経営に当たっているような状況でございます。これからの交流事業の拠点として、また唯一の観光資源であり、さらに福祉の増進等にも大いに高齢化の人たちに利用していただきたいということでございます。井戸等におきまして、11年もたっております。ポンプ等におきまして非常に古くなると、またその他いろいろ機械設備等に非常事態ということで、今回2名の職員と、人件費を少なくして経営の改善になると。現在借金もございますので、私の名前で農協のほうにも1,200万円ぐらい残っております。今の職員等におかれまして、なかなか役場の能力のあるような職員でございますので、いろいろ事務的な指導というような状況でございます。

いろいろ社協等におかれまして、社協の事務局長がやめましたので、局長として職員も送っているわけで、これからもいろいろな施設等におかれまして、大事に長持ちさせるようにしていきたいと思っております。そうしておりますので、施設を守っていく。職員等におかれまして、派遣ということでございますが、これも時限的なものでございまして、永久ではございませんので、ご了解をいただきたいと思っております。

あと、グラウンドゴルフ等におきましては、ただいま担当課長が申したとおり、本来は会員権でセットで会員権を販売したような状況でございますが、意に沿わなくていろいろ1,000名と、ただ、昼間だけ来て、夜だけ来て、そういうので見直しをする予定になっております。皆さん怒っている方もいるようでございますが、通知を出しまして、8月から見直すということでございます。よろしくお願ひしたいと思っております。

議長（小島由久君） 再質問ありますか。

7番、水垣正弘君。

（7番 水垣正弘君登壇）

7番（水垣正弘君） 議長の許可をいただきましたので、再質問をさせていただきたいと思っております。

先ほど単刀直入に産業振興課の課長のほうから説明があったわけでございますが、その内容で若干抜けているものについて、もう一度お願いをしたいというふうに思います。

町から2名の職員はわかっているのですが、憩遊館の今の正職員の人数と臨時職員の

人数も含めてご説明をしていただきたいと思います。

また、月7万円で一昨年は今の常務理事が対応したというふうに聞いておりますが、今年度の常務理事への支給額、これも改めてご説明をお願いしたいというふうに思います。

また、一昨年8月のときに、このグラウンドゴルフ場の開設に当たり、町長が憩遊館の理事長というふうな形になっているわけですが、ここには理事会、また評議員会というふうな組織があります。理事会の役員の中で、また評議員会の中でも、このグラウンドゴルフ場の設置に対するお話し合いがあったのか、それともその話し合いがなされぬまま、昨年8月にオープンされたのか、そのような中でどのような話があったのかをお聞きしたいというふうに思います。

また、1,240名の会員に、やはり特典が魅力だというふうなことで、このYGGの会員ということで、私も一会員として入っているわけですが、グラウンドゴルフをやる、やらないにしても、会員に勧められたというように私は認識しているのですが、今、町長も先ほど答弁していただきましたように、若干憩遊館を利用している人の中で、いろいろな話が出ております。1年もたたずに入会金取って、500円の優待券3枚で終わりにするのかと、そしてこのまま黙ってはおれないというふうな人もいるみたいでございまして、改めて私もお話ししているのですが、やるときにはすべてのことを、先ほどお話ししたように、理事長を初め理事会、評議員会等でよく検討しながら、今後進めていっていただければなというふうにも思いますので、その旨つけ加えてお話をしていきたいというふうに思います。産業振興課長のほうの答弁のみの説明で私の一般質問を終わりにしたいと思います。

議長（小島由久君） 産業振興課長。

（産業振興課長 水垣 進君登壇）

産業振興課長（水垣 進君） ただいまの再質問にお答え申し上げます。

これは財団法人ふるさと公社の範疇と冒頭に申し上げたところでございますけれども、実際の職員数の部分でございますので申し上げますと、全体で22名でございます。うち常務を含めた常勤は6名、常務を抜かしますと、職員は5名、常務が1名、残りはパートと、こういうふうなことでございます。

それから、2点目の常務さんの給料ということですが、これにつきましては、財団法人ふるさと公社というふうな組織と、それから個人のことでございますので、こ

れについてはちょっと申し上げられません。

それから、理事会、評議員会に諮って決めたのかどうかというふうなことでございますけれども、理事会、評議員会、私も理事というような立場になっておりますけれども……

(何事か呼ぶ者あり)

産業振興課長（水垣 進君） 理事会、評議員会をやってから決めたのかどうかということに関しては、それは事後報告というふうなことでございます。

以上でございます。

議長（小島由久君） 以上で7番、水垣正弘君の質問を終わります。

以上で本定例会に提出されました通告による一般質問は全部終了しました。

これにて一般質問を終わります。

日程第2 閉会中の継続調査の件

議長（小島由久君） 日程第2、閉会中の継続調査の件を議題といたします。

本件につきましては、会議規則第75条の規定により、議会運営委員長から別紙のとおり報告がありましたので、委員長報告のとおり閉会中の継続調査と決定したいと思えます。これにご異議ありませんか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

議長（小島由久君） 異議なしと認めます。

よって、委員長報告のとおり閉会中の継続調査とすることに決定いたしました。

議長（小島由久君） 以上で本定例会に付議された案件はすべて議了いたしました。

閉会に当たり、一言ごあいさつ申し上げます。

本格的な梅雨の季節になり、気温が変わりやすくなっています。皆様におかれましては何かとご多忙のことと存じますが、健康には十分ご留意されまして、またそれぞれのお立場でのご活躍をご期待申し上げまして、平成20年第2回定例会を閉会といたします。

(午前11時59分)

地方自治法第123条の規定によりここに署名する。

議 長 小 島 由 久

署 名 議 員 中 山 勝 三

署 名 議 員 生 井 和 巳